

## ブルネイ

### 1. サマリー

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令は存在しない。なお、個別の分野に適用される代表的な法令として以下が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融機関にのみ適用される 2006 年銀行令 (Banking Order, 2006) 及び 2008 年イスラム銀行令 (Islamic Banking Order, 2008)</li> <li>■ 省庁、教育機関、法定機関等の公的機関による個人データの取扱いにのみ適用される、E-Government National Center により策定されたデータ保護方針 (Data Protection Policy issued by the E-Government National Centre)</li> <li>■ 監査法人等にのみ適用される会計士令 (Accountants Order, 2010) 及び弁護士にのみ適用される弁護士法 (Legal Profession Act, Cap. 132) の下位法令である職業倫理規定</li> </ul>												
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：なし</p>												
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="656 1050 1507 1348"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。												
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。												
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。												
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。												
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。												
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。												

	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>—</p> <p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>① <u>テロ防止令 (Anti-Terrorism Order, 2011)</u>  テロ防止のため、警察官による無令状での一定の場所の捜索及びそこで発見されたテロ犯罪の証拠となり得る資料等の差押えを規定。</p> <p>② <u>人身取引防止令 (Anti-Trafficking in Persons Order)</u>  人身取引防止のため、警察官による無令状での一定の場所の捜索及びそこで発見された人身売買の証拠となり得る資料等の差押えを規定。</p> <p>③ <u>コンピュータ不正使用法 (Computer Misuse Act, Cap. 194)</u>  コンピュータの不正使用犯罪の捜査のための警察官等による情報等へのアクセスを規定。</p> <p>④ <u>犯罪資産回収令 (Criminal Assets Recovery Order, 2016)</u>  マネーロンダリング等の防止のため、中央銀行の金融情報部門が業務遂行のために必要な情報の提供を金融機関等から受けることができることを規定。</p> <p>⑤ <u>国内安全保障法 (Internal Security Act, Cap. 133)</u>  公共の安全、公の秩序及び不可欠な業務を妨げる行為を防止するため、内務大臣等が、興行又は展示会の企画者等に対して、興行等に参加する者の詳細等の情報の提供を要求できることを規定。</p>		

(令和4年3月31日更新)